

サービス利用者別一覧表

	認定等を受けていない 一般高齢者	総合事業対象者		要支援1・2		要介護1～5
		要支援等からの継続・総合事業の継続	新規申請	介護予防・生活支援サービス (旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護)利用者	○左記に加え、予防給付(訪問看護・福祉用具等)を利用するもの ○予防給付(訪問看護・福祉用具等)のみを利用する者	
認定方法	-	受付窓口で基本チェックリストを実施。判定後、事業対象者と認定。	要支援・要介護申請→非該当でサービスの利用を希望する者に、基本チェックリストを実施。	要支援・要介護認定申請をし、審査会にて判定後、郡山市が認定。		
利用できるサービス	介護予防・生活支援サービス事業 (旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護)	×	○	○	○	×
	予防給付 (介護予防通所リハビリ・介護予防訪問看護・介護予防訪問入浴介護・福祉用具貸与等)	×	×	×	○	×
	介護給付	×	×	×	×	○
	一般介護予防事業	○	○	○	○	○
支給限度額	-	5,003単位		支援1 5,003単位 支援2 10,473単位	16,692単位 ～36,065単位	
ケアプラン	-	介護予防ケアマネジメント(介護予防・生活支援サービス事業)			介護予防サービス計画	居宅サービス計画
ケアプラン作成事業所	-	地域包括支援センター			指定介護予防支援事業所	指定居宅介護支援事業所
ケアプラン給付費等の請求先	-	郡山市(地域包括ケア推進課)		国保連(現行どおり)		
(国保連への)給付管理表の提出	-	必要※1		必要		
ケアマネジメント・ケアプランの国保連請求コード種類	-	請求不可		「AF」(新設コード)	平成27年までと変更なし (例:介護予防サービス計画なら「46」)	
居宅介護支援事業所への委託の可否	-	右記ガイドラインに基づき委託可能(予定)		「介護保険法第115条の23第3項に基づく介護予防ケアマネジメントの委託についてのガイドライン」により委託可能		-

※1 旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護利用時のみ提出。